

岩手医科大学における職務発明に係る実施補償金の取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手医科大学職務発明規程(以下「規程」という。)第14条に基づき、発明者に対する実施補償金の支払いについて必要な事項を定める。

(実施補償金)

第2条 大学が、職務発明に係る発明等について、実施権の設定許諾をし、または譲渡等することにより、収入を得た場合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの総収入について、特許出願、維持経費、消費税、源泉税および技術移転に際して外部の技術移転機関等の活用にあつた費用を控除した後の額に応じ、以下に掲げる率により算定した実施補償金を発明者に支払う。ただし、発明者への実施補償金の額が千円未満の場合は支払わないものとする。

(1) 実施補償金

発明者 30%

大学 70%

(2) の額を、発明者の所属講座等に研究費として3分の1、岩手医科大学の研究費として3分の1、知的財産本部の特許出願経費等として3分の1として配分する。

(その他)

第3条 大学は、補償金を受ける権利を有する発明者が2人あるときは、その発明者全員で合意した持分の割合に応じた補償金を支払う。持分の合意がなされていないときは、持分の割合は等分とする。

2 大学が所有する知的財産権を他に譲渡して得た収入は、これを実施料とみなし、発明者に支払う補償金については、前条の規定を準用する。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。